

令和7年度指導監査実施方針及び重点事項

1 指導監査実施方針

社会福祉法の趣旨を踏まえ、同法の規定に基づき、関係法令、通知による藤沢市所管の社会福祉法人（以下法人という。）の適正な運営の確保に向けて神奈川県や本市関係部局とも連携し、指導監査を実施します。

なお、指導監査において重大な問題が認められた法人又は不祥事が発生した法人に対しては、改善が図られるまで継続的に指導監査を実施します。

（1）一般監査

原則3箇年に1回実地監査を実施します。

ただし、調査・確認などが必要と認められる場合には、随時に実地監査を実施します。

（2）特別監査

一般監査等から運営等に重大な問題を有すると認められた法人には、特別に実地監査を実施します。

2 指導監査重点事項

改正後社会福祉法に基づく運営体制の確保状況を確認することを重点事項とします。

（1）経営組織のガバナンスの確保について

- ・役員、評議員の適正な選任手続
- ・評議員会の適正な招集・運営
- ・理事会の適正な運営
- ・理事長への委任の適正性

（2）会計処理に関する事項について

- ・会計基準に沿った処理
- ・経理規程の遵守
- ・現金及び預金管理体制の適正性

（3）契約方法に関する事項について

- ・利益相反取引
- ・随意契約の適正性